

平成 21 年 4 月 13 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」
に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 【論点 1】 支配の定義と支配力基準の適用について

① 「リターンの要素」は抽象的概念であるので、実務対応が可能となるよう具体化（数値基準の導入や測定の対象となる項目の列挙等）していただきたい。

② 現行の支配力基準においては、金融機関が通常の営業として行う融資取引は適用除外としているが、「リターンの要素」の導入に当たっても、同様の規定を設けていただきたい。

2. 【論点 4】 特別目的会社に関する開示について

連結対象となる特別目的会社については、開示の対象から除外することが適切であると考えられる。

（理由）

連結対象となる特別目的会社は、その資産および負債が連結財務諸表に反映されており、その取引も連結手続上適切に内部取引として消去されている。

また、わが国の会計基準においては、国際的な会計基準と異なり、特別目的会社に対しても事業を営む典型的な企業と区別することなく支配力基準の考え方を適用し、連結の範囲を決定している。

加えて、特別目的会社に関する追加開示は、実務負担の大幅な増加が懸念される。

以 上